

鶴見
青色申告会

鶴申だより

発行月は 4月・6月・8月・10月・12月・1月です



発 行

鶴見青色申告会事務局

〒230-0051

鶴見区鶴見中央4-39-9

TEL 045-521-1145

FAX 045-502-0063

メール aokai230@soleil.ocn.ne.jp

着任の挨拶



鶴見税務署長

ともおか かずのり
友岡 一範

盛夏の候、鶴見青色申告会の皆様におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により、鶴見税務署長を拝命いたしました友岡でございます。

前任は藤沢税務署で資産税特別国税調査官として勤務しておりました。

鶴見税務署には30年ほど前に総務課主任として勤務しており、久しぶりの鶴見税務署での勤務となりますが、よろしく願いいたします。

貴会におかれましては、大河内会長の下、役員及び会員の皆様方が一致協力し、長年にわたり、適正な申告納税制度の実現のために「青色申告の普及・育成」、「記帳指導」及び「税知識の普及」に多大な御尽力をいただいております。本年の確定申告では、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況の中、役員の皆様に、税務署の申告書作成会場における「青色コーナー」に従事いただくとともに、会員の皆様に対する適正申告の指導をはじめ、簡易な方法による申告・納付期限の延長に関する周知・広報、そして、マイナンバーカードを利用した確定申告書等の本人送信や、協議税理士による代理送信によりe-Taxの利用促進に努めていただきました。

このような、常日頃からの税務行政への献身的な御協力に対し、心から熱く御礼申し上げます。

次に、「インボイス制度」について、一言お願いを申し上げます。インボイス制度については、令和5年10月の制度開始に向けて、インボイス発行事業者の登録申請が既に始まっております。

登録申請期限の令和5年3月まで7か月余り、制度開始の同年10月まで、1年1か月余りの期間がありますが、制度を御理解いただき、その後、取引先との間で、登録番号の確認や、関係書類やシステムの整備などを行う必要があるため、事前準備には、思いのほか時間が掛かります。

また、個人事業者の確定申告に合わせて多くの登録申請が見込まれるほか、令和5年3月が近づくにつれて、登録申請が増加することが予想されます。これにより、登録申請を行われる時期によっては、今まで以上に申請から登録通知までに時間を要することが想定されます。青色申告会の皆様方には、制度開始に向けた準備作業をスムーズに進めていただくためにも、早期の登録申請をお願いいたします。

現在、鶴見税務署では、インボイスの制度説明会等を開催しており、インボイス制度に関する様々な相談に丁寧に対応する体制を整えております。

また、貴会におかれましてもインボイス制度説明会を開催していただいております。青色申告会の皆様に御協力をいただきながら、制度の周知・広報を行っていきたく考えております。

皆様方におかれましては、引き続き税のよき理解者として御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに当たりまして、貴会の更なる御発展と会員の皆様の御健勝並びに御事業の御繁栄を祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。